慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	関係法規一覧
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学アート・センター
Publication year	2007
Jtitle	Booklet Vol.15, (2007.) ,p.98- 107
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11893297-00000015-04211391

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

関係法規一覧

1．教育基本法

教育基本法の旧法（昭和二十二年）は、1947（昭和22）年3月31日に施行され、約1月後に施行される日本国憲法が示す理想の実現を基本的に教育の力に求めた根本的な法律である。現行の教育基本法は、旧法を全面的に改定し、2006年（平成18年）12月22日に公布・施行された。博物館法ほか、博物館・美術館をはじめとする文化施設関連の法的制度は、教育基本法旧法にもとづいて整備されてきたといえようし、今後も現行の教育基本法はそうした役割を果たすこととなる。

前文は、「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願う」とし、この理想の実現を教育の推進に託している。本則は18条からなり、第1章から第4章までが「教育の目的及び理念」、「教育の実施に関する基本」、「教育行政」、「法令の制定」を規定する。

教育基本法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十五号）
最終改正：平成十八年十二月二十二日百二十号

抜粋（第一章　第一条から第四条および第十二条）
第一章 教育の目的及び理念
（教育の目的）
第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）
第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（社会教育）

第十二条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

2．社会教育法

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）
最終改正：平成十八年十二月二十二日法律百二十号

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすること

を目的とする。

（社会教育の定義）

第二条　この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条　国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四条　前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあっせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

1．社会教育に必要な援助を行うこと。

2．社会教育委員の委嘱に関すること。

3．公民館の設置及び管理に関すること。

4．所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。

5．所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

6．講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

7．家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

8．職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びそ

の奨励に関すること。
9．生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
10．運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
11．音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
12．青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
13．一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
14．視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
15．情報の交換及び調査研究に関すること。
16．その他第３条第１項の任務を達成するために必要な事務

（都道府県の教育委員会の事務）
第六条　都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第３号の事務を除く。）を行う外、左の事務を行う。
１．公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行なうこと。
２．社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
３．社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
４．市町村の教育委員会との連絡に関すること。
５．その他法令によりその職務権限に属する事項

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）
第七条　地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。
２　前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。
第八条　教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（図書館及び博物館）

第九条　図育館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2　図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

3. 博物館法

博物館法（昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号）
最終改正：平成十八年六月二日法律第五十号

抜粋（第一章　総則　第一条から第三条）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

2　この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第三十四条の法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3　この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。

（博物館の事業）

第三条　博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

一　実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二　分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
三　一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
四　博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
五　博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
六　博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
七　博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
八　当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
九　他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
十　学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
2　博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

参照：総務省法令データ提供システム
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO285.html

4．文化財保護法

文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）
最終改正：平成一八年六月一五日法律第七十三号

抜粋（第一章　総則　第一条）
第一章　総則
（この法律の目的）
第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

参照：総務省法令データ提供システム
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO214.html

5．著作権法

著作権法（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）
最終改正：平成一八年六月二日法律第五十号

抜粋（第一章　総則　第一節　通則　第一条）
第一章　総則
第一節　通則
（目的）
第一条　この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

参照：総務省法令データ提供システム
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO048.html

6．文化芸術振興基本法

文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）（平成十三年十二月七日公布）

抜粋（第一章　総則　第一条）
第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

参照：文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/bunka/geijutsu/main3_a8.htm

7．指定管理者制度に関する法律

地方自治法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十一号）が2003年6月13日に公布され、同年9月2日に施行された（これに先立って「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成十五年七月十七日総行行第八十七号）が発出された）。以下に改正後の該当箇所を抜粋する。

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）
最終改正：平成十八年十二月二十二日法律第百十八号

抜粋（第十章　第二百四十四条）
第十章
（公の施設）
第二百四十四条　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
2　普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
3　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）
第二百四十四条の二　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
2　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
3　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
4　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
5　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
6　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
7　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
8　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
9　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を

除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11　普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

参照：法務省　法令データ提供システム
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO067.html

8．官民競争入札制度（市場化テスト）に関する法律

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）
通称・略称　公共サービス改革法／市場化テスト法

抜粋（第一章　総則　第一条）
第一章　総則
（趣旨）

第一条　この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

参照：法務省　法令データ提供システム
http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi

9．美術品の美術館における公開の促進に関する法律

美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年六月十日　法律第九十九号）
最終改正：平成十二年五月三十一日法律第九十一号

抜粋（第一条）
（目的）
第一条　この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

参照：文化庁ホームページ
http://www.bunka.go.jp/

10. 地方独立行政法人法

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）
最終改正：平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号

抜粋（第一章 総則　第一節 通則　第一条）
第一章　総則
第一節　通則
（目的）
第一条　この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

参照：文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/

11. PFI法

PFI法（平成一一年七月三〇日法律第一一七号）
最終改正：平成一八年六月七日法律第五三号

抜粋（第一条）
（目的）
第一条　この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

参照：内閣府PFIホームページ
http://www8.cao.go.jp/pfi/